



ナノテラス
仙台市NanoTerasu測定支援補助金
申請の手引き

令和6年 4月

仙台市経済局リサーチコンプレックス推進室

▶▶▶ お問合せ・書類提出先

仙台市 経済局 リサーチコンプレックス推進室

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目 6-1 仙台パークビル 9階

Tel : 022-214-3154 (直通)

E-mail : kei008070@city.sendai.jp

目次

1 NanoTerasu 測定支援補助金の概要	2
1-1 本補助金の目的.....	2
1-2 補助対象者.....	2
1-3 補助対象経費	2
1-4 補助金の額.....	3
1-5 補助金の交付方法.....	3
2 申請手続き	4
2-1 事業の進め方と本補助金申請の手順	4
2-2 事業の進め方に関する注意点.....	5
2-3 提出書類と提出時期	6
3 注意事項	7
3-1 提出書類について	7
3-2 補助事業の審査・採択について	7
3-3 交付決定後について	7
3-4 補助事業者の義務等	7
3-5 補助事業の取消し・返還	7
3-6 その他	8

1 NanoTerasu 測定支援補助金の概要

1-1 本補助金の目的

本市に整備された3GeV高輝度放射光施設NanoTerasu(ナノテラス、以下「ナノテラス」といいます。)の産業利用推進の一環として、本市が保有する2,000時間のナノテラス利用権を全国の事業者等に配分する制度「NanoTerasuシェアリング2000」(以下「シェアリング2000」といいます。)を運用しています。

ナノテラスをより広い分野・事業規模の事業者に利活用いただくため、放射光施設での分析・測定のためのリソース(人材や装置等)やノウハウを持つ事業者・団体等からの伴走支援を受けながら、ナノテラスを自社の事業で活用してみたいとお考えの事業者に対し、シェアリング2000を通じてナノテラスで行う測定に関連する大学・研究機関等との共同研究費や、分析会社・公設試験場への測定・分析に係る委託費を対象とした補助金を交付します。

1-2 補助対象者

本補助金は、以下の(1)~(3)のすべてを満たす方が対象となります。

- (1) 国内に事業の用に供する施設を置く法人等である者(法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、ナノテラスの産業利用を目的とするものを含み、大学、国立試験研究機関及び独立行政法人を除く)又は市長が適当と認める者
- (2) **NanoTerasu シェアリング 2000 の利用承認を受けており、かつナノテラスの測定予約手続きが完了している者** ※
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ナノテラスのコアリションに加入している、又はコアリションに加入している者により当該者のナノテラス利用権に基づきナノテラスを共同利用する者として、一般財団法人光科学イノベーションセンターあて共同利用申請書の提出がなされている者
 - 暴力団又は暴力団員等と関係を有している者
 - 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていない又は本市の市税を滞納している者
 - その他市長が交付対象と認めない者

※ 詳細については、「2 申請手続き」もあわせてご確認ください。

1-3 補助対象経費

本補助金の対象となる経費は、以下の(1)~(3)のとおりです。

- (1) 大学、研究機関又は公設試験場等との共同研究費
- (2) 各種分析・解析等を行う事業者又は公設試験場等への委託費
- (3) その他特に必要と認める経費

【注意点】

- 補助申請対象の共同研究契約及び委託契約等の契約締結日は本補助金の申請日以前(前年度以前含む)でも構いません。
- 本補助事業に関連して発生するナノテラスの利用料及び補助事業の契約に含まれていない事前測定に使用する装置・機材の使用料や契約相手方の旅費等は補助の対象外です。
- その他、「2-2 事業の進め方」にも経費に関する記載がありますので、あわせてご確認ください。

1-4 補助金の額

上記1-3記載の補助対象経費の1/2の金額で、1事業者あたり100万円までを上限とします。(千円未満の端数は切り捨て)

1-5 補助金の交付方法

本補助金の支払いは後払いです。

市から補助事業者への補助金の支払いは、原則として、支払いが完了している経費が対象となります。補助事業に関する領収書等を添付した実績報告書の提出後、それに基づく市の検査を経て、補助金の支払額を確定します。その確定額での交付請求書の提出があった場合に、補助金をお支払いします。

2 申請手続き

2-1 事業の進め方と本補助金申請の手順

(例)

補助事業への着手

01

大学・研究機関又は公設試等との共同研究契約や、分析会社や公設試等との分析測定に係る委託契約を締結します(=補助事業への着手)。その後、契約先事業者と課題分析や測定準備を進めてください。

ラボ機での事前測定

02

必要に応じて、ナノテラスでの測定前にラボ機等で測定を行います。
※ 補助事業に含まれていない機材・設備の利用料は補助対象外となりますので、ご注意ください。

シェアリング 2000

シェアリング2000
利用申請

03

ここまで課題分析・測定を経て、シェアリング2000の利用を希望する場合は、利用申請を行ってください。



利用承認

04

申請書類を審査し、市から利用承認通知書をお送りします。

ナノテラスの予約

05

シェアリング2000利用承認通知書に記載された内容で、ナノテラスのビームライン予約システムから測定予約をしてください。

測定支援補助金 申請

06

ビームラインの予約が完了したら、**本補助金に申請**します。
測定計画書はシェアリング2000の申請時に提出いただいたものを市で確認することも可能ですので、ご準備の際はご検討ください。

補助金交付決定

07

申請書類を審査の上、市から交付決定通知をお送りします。

測定実施

08

予約に基づき、ナノテラスでの測定を実施してください。なお、ナノテラスの利用料は補助対象外です。

シェアリング2000
利用報告

09

測定後の分析・解析の後、測定結果をもとにシェアリング2000の利用報告書を作成し、市に提出してください。

測定支援補助金 事業実績報告

10

期限(2-3参照)までに、本補助金の実績報告を行ってください。
NanoTerasu利用報告書はシェアリング2000の利用報告書に代えることができますので、ご検討ください。

補助金確定通知

11

提出された実績報告書類をもとに補助金額を確定し、市から確定通知書をお送りします。

補助金交付請求

12

確定通知書記載の補助金額にて交付請求書を作成のうえ、すみやかにご提出ください。交付請求書に基づき、補助金を交付します。

2-2 事業の進め方に関する注意点

- 本補助金は、**シェアリング 2000** を利用してナノテラスでの測定を行った年度に申請してください。
- 本補助金は、**補助申請から補助金交付まで、同一年度内に完結**する必要があります。
補助申請する共同研究契約及び委託契約等の契約締結日は本補助金の申請日以前(前年度以前含む)でも構いませんが、**当該契約の終了日は申請年度内**としたうえで相手方への支払いを済ませ、**本補助金の実績報告書を年度末(3月31日)まで又は補助事業終了日から90日以内**に提出いただくことになりますので、申請時期や対象事業の契約期間にご注意ください。
- 2-1に記載した手順は一例ですので、手順の順序が異なっていてもお認めできる場合があります。他には、以下の場合も可能です(下記内容が同一年度内に実施された場合に限ります)。
 - ・ シェアリング 2000 利用報告
→補助申請対象の共同研究・委託契約(補助事業)終了 →本補助金申請
 - ・ シェアリング 2000 利用申請 →補助事業の見積取得 →本補助金申請 →補助事業着手 等
詳しくは、お問い合わせください。
- 補助対象経費が交付決定後に増加し、補助金額の増額を希望する場合は、**変更承認申請時点で本事業の予算上限に達していないときに限り**、補助金額の増額が認められます。予算の関係でお認めできないこともありますので、増額の可能性が生じた時点で、一度ご相談ください。(参照:3-4)

2-3 提出書類と提出時期

区分	提出時期	提出書類	備考
交付申請	シェアリング 2000 の利用承認を受け、ナノテラスのビームライン予約完了後	① 補助金交付申請書	様式第 1 号 押印要
		② 測定計画書	別紙様式 1-1 ※シェアリング 2000(一般利用)で提出した場合は省略可
		③ 補助対象経費に係る見積書	写し
実績報告	補助事業終了日から 90 日以内 又は 3 月 31 日 のどちらか早い方	① 事業実績報告書	様式第 8 号
		② NanoTerasu 利用報告書	別紙様式 8-1 ※シェアリング 2000(一般利用)で提出した場合は省略可
		③ 補助対象経費に係る契約書及び領収書	写し
交付請求	確定通知受領後 すみやかに	補助金交付請求書	様式第 10 号
申請取下げ	交付決定から 10 日以内	申請取下書	様式第 7 号 押印要
変更申請	変更事由が発生したのち、すみやかに	① 変更承認申請書	様式第 4 号 押印要
		② 測定計画書(変更承認申請用)	別紙様式 4-1 ※シェアリング 2000(一般利用)で提出した場合は省略可
		③ 補助対象経費に係る見積書	写し
中止(廃止) 申請	中止(廃止)する場合、すみやかに	中止(廃止)承認申請書	様式第 5 号 押印要

3 注意事項

3-1 提出書類について

- 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- 書類作成・提出に係る経費は申請者の負担となります。

3-2 補助事業の審査・採択について

- 提出書類等に不備がある場合、あるいは申請要件に不備が確認された場合は、不備が解消されるまで審査は保留となります。不備の内容について市から連絡しますので、その内容に従って再提出・追加提出等の対応をしていただきます。
なお、審査保留中は後から提出された申請の審査を先に行い、保留の間に予算上限に達した場合は補助金の交付を受けることができません。
- 指定する期間内に対応がない場合は辞退とみなします。
- 審査結果は、書面(交付決定書又は不交付決定書)にてお知らせします。

3-3 交付決定後について

- 補助事業者は、補助事業は完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた時を含む)は、すみやかに実績報告書を市に提出してください。また、補助金確定通知を受けた場合は、すみやかに交付請求書を提出してください。
- 補助事業者が交付申請書に記載した内容と異なる事業を行った場合(事前に市の承認を受けた場合は除く)や補助事業遂行の見込みがないと認められる場合には、補助の打ち切りをすることがあります。

3-4 補助事業者の義務等

- 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその状況を明らかに市、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、市の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなくてはなりません。
- 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合(※)又は補助事業を中止若しくは廃止しようとすることは、事前に市の承認を受けなければなりません。
※ 変更承認申請が必要な変更の内容は、以下の通りです。
 - ・補助金の額が増加する場合 (参照:2-2)
 - ・補助金の額が交付決定額から 20%以上減少する場合
- 補助事業者は市から求めがあった場合には、速やかに補助事業の遂行状況について報告しなければなりません。

3-5 補助事業の取消し・返還

- 補助事業者が、以下のいずれかに該当した場合又は補助事業の打ち切りがあった場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金の交付決定を取り消した場合で、すでに補助金が交付されているときは、補助金を返還いただくことになります。
 - ・虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

- ・補助金を他の用途に使用したとき
- ・補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- ・補助事業を遂行する見通しがなくなったとき
- ・補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った決定に違反したとき

3-6 その他

- 提出された書類は、仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第2条第2号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。
- 測定計画書(別紙様式1-1)やNanoTerasu利用報告書(別紙様式8-1)等をはじめ、測定内容に関して記載する箇所においては、試料の作製工程等、測定に係る全てを詳細に記載する必要はありません。